

徳島県告示第百九十七号

平成二十八年四月一日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により令和二年三月三十一日限り消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和二年四月一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

加入区名

北泊加入区